

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会  
〒380-8710  
長野市立町978-2 労済会館内  
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672  
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp  
http://nagano.rofuku.net/  
発行人 近藤 光  
編集人 青木 正照

第246号2008年3月1日

人と暮らし、環境にやさしい  
福祉社会を目指して

Ⅱ構成団体合同研修会開催Ⅱ

県労協構成団体の合同研修会が1月24日～25日にかけて開催され、それぞれの労働団体や事業団体が抱えている課題や県労協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」についての意見交換が行われた。



主催者あいさつ

事業団体報告と重点課題

相談者の身になって対応を 〈労働金庫〉

◆ 地域でのきめ細かな運動をどのように展開できるのが課題であり、「生活あんしんネットワーク」を通じ、労協との連携が重要になってくる。

◆ 現在、労働組合と連携して、「生活応援運動」を展開している。

◆ 特に、多重債務問題については、「生活応援運動」の重要な取り組みとして、相談者・会員・労金が一体となり、相談者に対する最適な解決手段を親身になって、対応している。

やさしい介護体験教室開催を 〈全労済〉

◆ 労協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」は、小企業で働く勤労者等も対象にしており、「長野県勤労者互助会・共済会連絡協議会」との連携を更に深める必要がある。

◆ 超高齢社会である長野県としては、介護に対するニーズが高いと思われるので、地区労協と県互助会連絡協の支部会議との接点を強化するためにも、「やさしい介護体験教室」の共同開催を進める必要がある。

相互の連携強化を 〈県生協連〉

◆ 長野県生活条例制定の取り組みを推進してきたが、本年6月の県議会には改正案を上程できる見通しとなった。

◆ 労協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」については、地域における共助の仕組みとして多様な可能性を含んでいるので、長野医療生協や消団連等とも相互の連携を深めていけるよう働きかけをしていく。

新規事業構築検討を 〈住宅生協〉

◆ 今後の課題の一つに、新規事業構築の部分があるが、リスクをどこまでみるか、住宅生協事業と高齢化時代での組み合わせは可能か、又、団塊の世代への対応はどうかを検討しながら進めていく。

◆ 構成団体には、広報宣伝への協力をお願いしたい。

今後のあり方を検討 〈労働基金〉

◆ 県下各地の社会保険労務士に委嘱しての「年金セミナー」の講師派遣事業及び税理士に委嘱しての「税務セミナー」の講師派遣事業も行っている。

◆ 今後の基金のあり方を検討するため、2007年11月より「基金のあり方検討委員会」を立ち上げ、具体的な論議に入っている。

労働団体、勤労協、高齢・退職者連合における自主福祉活動の取り組み報告と課題提起

全ての働く人達のために 〈連合長野〉

◆ 最重点テーマとして、連合長野が中心となり地域協議会と地区労協の連携強化で非正規労働者を中心とした「全ての働く者」の労働相談機能の充実強化を図る。

◆ 2008年度の連合長野運動方針については、①加速化する「使い勝手の良い労働」への対応、②組合員と一体となった組織全体の運動へ更なるレベルアップを、③働き方の改革と働く者すべての連携強化、の運動を推進する。

地区労協の機能強化を 〈県労組会議〉

◆ 「生活あんしんネットワーク事業」に対する考え方にはかなりの温度差があるため、県労協としては、理解度を高める指導と連携強化を図る必要があると思う。

◆ 団塊の世代対策や高齢者の生き甲斐対策、介護対策も含み、地域での高齢者のネットワーク組織が必要と思う。

◆ 労金・全労済等の事業団体と地区労協の連携強化が必要であり、そ

のためにも地区労福協の人員体制の整備を含む機能強化が必要である。

◆ **こんな日本をつくりたい** <県労連>

◆ 社会保障闘争を働くルール確立の取り組みと両輪で展開する。

◆ 国民・県民にかけられた生活破壊の攻撃を打ち破る「こんな地域と日本をつくりたい」運動の具体化をはかる。

◆ **自らが生活を守りまう** <県勤労協>

◆ 今日の厳しい情勢下のなかで生活を守るためには、単に行政に働きかけ、求めても限界があり、生活者が自ら力を合わせて生活を守りあつていくための福祉活動が今特に重要視されてきている。

◆ **労福協との提携推進** <高齢・退職者連合>

◆ 社会保障制度拡充、税制改正等の取り組み



石川教授について説明する

◆ 会員親睦交流活動各種研修実践活動

◆ 福祉活動に対する取り組み  
・ 県段階及び各地区連合における労福協との提携推進

◆ **地域化・生涯化への対応のため  
ライフサポートセンターが必要!**

Ⅱ **生活あんしんネットワーク**

事業の課題と期待Ⅱ

石川 両一 龍谷大教授

I. 生活あんしんネットワーク事業の意義

- ① 労働問題固有の領域から市民生活の共通領域へのウイングの拡大。
- ② 家庭・地域での解決が迫られる課題への対応。
- ③ 地域化・生涯化への対応。
- ④ 地域で労働組合が見える運動・取り組み。

II. 生活あんしんネットワーク事業の課題

- ① 「情報・相談機能」「事業」「活動(運動)」の三位一体展開による相乗効果を目指すことが重要。
- ② 事業展開に必要な、「情報・ノウハウ」「ヒト」「カネ」「拠点」をどう確保するか。

III. 具体的検討課題

- (1) 情報提供・相談サービスの向上
  - ① 行政、労働諸団体、市民団体の各サービスへのアクセスを容易にすること。
  - ② 子育て支援ハンドブック、福祉マップなどの情報提供の充実をはかること。

(2) 子育て支援事業の受託、子育て系NPOとの連携・支援の検討

- ① ファミリーサポート事業。
  - ② 緊急サポートセンター事業。
  - ③ 子育て広場事業
- ※①②③の併設が効果的である。

(3) 介護関連事業、介護系NPOとの連携・支援の検討

- ① 介護保険サービスの情報公表制度の問題点と調査機関の受託検討。
- ② 全労済の介護事業：共済事業との兼業禁止への対応。
- ③ 介護系NPOとの連携・支援。
- ④ 介護保険枠外サービスの展開：有償ボランティアの領域。

(4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の再編と受託

- ① 4年後に廃止される国庫補助：ピンチをチャンスに変える。
- ② サービス内容の抜本的見直しと、広域化を県・自治体に提案。
- ⑤ ろうきん事業の推進チャネルとしての期待

(5) ろうきん事業の推進チャネルとしての期待

- ① 団塊世代の退職者への対応により生涯取引への継続。
- ② 未組織勤労者や一般市民のろうきん利用への結びつけ。

(6) 全労済事業の推進チャネルとしての期待

- ① 団塊世代の退職者への対応による、継続利用促進と制度開発。
- ② 離・転職しても継続可能な受け皿は不可能なのか。
- ③ シニア共済の開発：医療・介護

(7) ヒトの確保  
負担に対応した制度開発。

- ① 「身内による身内のための機関」にしないこと。
- ② 新たな人材の発見と活用。

(8) 活動拠点の確保

- ① 当面は労働関係の施設でもやむを得ないが、可能な限り、市民が集まる場所が望ましい。
- ② 指定管理者制度の活用。

(9) 望ましい労福協ベースでのライフサポートセンター展開

- ① 勤労者・市民全体にウイングを拡げる活動。
- ② 各事業団体、市民団体、自治体とのネットワークの形成。

(10) 公益法人改革にどう対処するか

- ① 断然有利な認定公益法人：特定公益増進法人と同等の税制優遇、寄付税制。
- ② 勤労者福祉基金の多くは公益でなく、共益：認定公益法人の基準クリアが必要。
- ③ 自由度の高い一般財団・社団、NPO法人と認定公益法人との使い分けも検討。



石川教授によるアドバイス

# 実りある退職後の人生を

塩尻・上小の両労福協で生涯生活サポート研修会を開催



熱心に講師の話に耳を傾ける参加者

県労福協が取り組む生活あんしんネットワーク事業の一環として、塩尻（昨年12月15日、総合文化センター）、上小（2月9日、勤労者福祉センター）両地区労福協で「生涯生活サポート研修会」を開催しました。参加者は労働組合員や定年を間近に控えた一般勤労者などで、塩尻では21名、上小では47名が参加した。

研修会は、研修①「ライフビジョンについて」青木県労福協専務を講師に定年後の一日や最後の24時間などを通しての生き甲斐の探求。研修②「介護の現場から」は上村富江所長の老いてなお生き生き暮らす為の講演。研修③「知らない損をする退職前後の諸手続き」を岩崎社労士から説明を聞き、研修④「セカンドライフの資産形成と医療保障について」は全労済待井推進企画課長から説明があり、第二の人生に向けて「収入と支出がどの様に変化していくのか」について確認する「キャッシュフロー表」を作成し、将来の金銭的な推移（プラスで推移するのがある年齢でマイナスとなってしまうのか）を把握することが大切であること。また公的保障の基本は「請求主義」のため、基本的な制度を知っていないければ請求することもできず、事実、公的な医療保険制度で「高額療養費」を請求していない方も多く、まずは、その制度を知ったうえで公的保障を補う準備について考えて欲しいということでした。

定年後の24時間をどう過ごすかを設計する問いかけに、寝る・食べる・テレビのN.T.Tはすぐ書けました。空いた時間が埋まりませんでした。趣味の時間とするにもお金のかかる趣味では生活が出来ませんし、ボランティアをと思っても何をしたいのか、何が出来るのか想像もつきませんでした。普段の生活は仕事中心ですので、仕事がなくなると時間をもてあましてしまうのが、明白になったと思います。また最後の24時間は本当の自分を見つめ直すきっかけとなりました。今から定年後を考えて準備をすることの重要性を知りました。

## ★参加者から期待の声！

塩尻会場に参加した千野守正さん（ヤマトインテック労組）より以下の感想が寄せられました。

### 「ライフビジョンについて」

### 「介護の現場から」

上村所長のお話は重みがあり大変参考になりました。自分の親はまだ介護が必要ではありませんが、普段の生活の中で、相手（親）のことも考えず、またろくに理解もしないで、ひどい言葉や態度で接していることに気付きました。体力のある自分を基準に考えているため、足の悪い親には負担であることに気付かず、罵声を浴びせていました。上村所長の言葉に「相手の立場をどれだけわかってやれるか、介護は抵抗するので

はなく受け止めること。」とありましたが、知らず知らずに自己中心的な態度で見ていることを知りました。

### 「知らない損する退職前後の諸手続き」

定年はまだまだ先のことではあります。研修を受けてみて、知っているのと知らないのでは、大きな差となってくると思います。定年退職は必ず来ることがわかりました。機会がある時に勉強しておくことは大事。また分からないことも研修回数を増やすことで理解が出来ると思います。

### 「生活あんしんネットワーク事業」

は、我々50代を過ぎると非常に内心のある内容であり、相談先を探すにも大変役立つ取組みだと思えます。是非十分な宣伝をしていただき、このような研修会の機会を定期的に開催していただくことを期待します。



退職前後の諸手続きについて岩崎社労士の説明

# 連帯・協働の ネットワークづくりをめぐって!!

## 新春交歓会開催

県労福協及び構成団体合同の新春交歓会が1月8日、長野市内の「ホテル国際21」にて開催されました。当日は構成団体役員、来賓を含む総勢280名で盛大に行われました。

主催者あいさつで近藤光県労協理事長が「最近、テレビや新聞報道を見ますと「環境」というキーワードが非常に多いような気がします。

同時に、貧困や格差の問題に関する報道もかなりありましたが、持続可能な未来をどうやって作っていくのかということとを考えると、年にならなければならないと感じています。

同時に身近な自分達が住みやすい地域をどうやって作っていくのか、この事が大変重要な課題であると思います。

労福協では、「生活あんしんネットワーク事業」により、支えあい、助け合い、皆の力を結集し、「共助」のシステムを作り上げていきたい。そのために、構成団体を軸にしなが、県をはじめとした行政関係やNPO団体等と連携し「連帯」「協働」のネットワークを作り上げていきたいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。」と述べた。

又、来賓あいさつで村井知事が「県内の経済につきましては、一部業種で生産が堅調に推移する一方で、企業収益の悪化や消費の伸び悩みなど、全体では足踏

み感が強く、先行きへの不透明感が一層増しておりますが、県としては、昨年末には、今後の長野県づくりの方向性や方策を明らかにした中期総合計画を策定したところです。「活力と安心 人・暮らし・自然が輝く信州」を基本目標に据え、本県の特徴を生かしながら、新たな時代にふさわしい県づくりを計画的・総合的に推進していくこととしております。

現在の県政は、医師確保対策を始め、多くの課題が山積みしております。今後とも県民の皆様の声に耳を傾け、県民が安心して生き活きと暮らせる社会づくりをめざして取り組んでまいりたいと思っておりますので、本年もより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と述べた。

今年、生活あんしんネットワーク事業の第1期の仕上げの年であり、「連帯」「協同」の重要性を再確認しあつた有意義な交歓会となりました。



実行団体役員のあいさつ

# 食肉の安全性への 信頼回復のために

## 適正表示ステッカーを表示

1月9日、長野県食肉公正取引協議会主催の「長野県食肉公正取引協議会意見交換会」が長野市・サンパルテ山王において開催されました。

当日は、行政（関東農政局・長野県）4名、公正取引協議会12名、消費者（消団連）9名の総勢25名が参加しました。

食肉公正取引協議会は各都道府県単位の食肉事業者で構成され、JAS法、食品衛生法、計量法、景品表示法等に適合した正しい食肉表示を行うことを目的として「食肉の表示に関する公正競争規約」を遵守し、会員相互の取り組みを行う団体で、県内の小売、スーパー、卸などの事業者が加入している。

協議会では、「適正表示指導員」を任命して会員各店舗での表示が適正に行われているかどうかを年1回調査し、適正な表示が行われていれば「適正表示ステッカー」を表示している。県内の食肉事業者自らが、より一層適切でわかりやすい表示を行うことにより適正な商品購買を確保し、消費者の利益に貢献することを目指している。

今回の意見交換会は、度重なる食品偽装事件により食品の安全性への信頼が揺らいでいる事を受けて、食肉の表示問題についての意見交換を通じて、消費者と事業者の相互理解をはかる目的で開催されました。

会議内容については、最初に行政側から、JAS法、牛トレサ法、食品衛生法、景品表示法の説明がなされ、続いて事業者側から、信頼回復のための処置をどのようにしたかの説明がされました。その後、以下のような意見交換が行われました。

### ＜意見交換要旨＞

#### （質問）

信頼回復のための努力はどうか

#### （応答）

- ① コンプライアンス室設置。
- ② 問題発生時の迅速対応。
- ③ 消費期限管理の徹底。
- ④ 社内のチェック体制強化。

#### （質問）

売れ残った肉はどうするか。

#### （応答）

消費期限超は廃棄処理する。

#### （質問）

ハンバーグ等の加工肉の原産地表示を  
して欲しい。

#### （応答）

原料50%以上のものは表示している。

#### （質問）

安全な店の基準はどうか。

#### （応答）

協議会の講習を受けた店舗には「適正表示ステッカー」を配布している。

今回は、初めての試みであったが、行政の対応や、各事業者の取り組みについて知ることができた点は良かったが、消費者側の要望への行政の説明には物足りなさを感じた内容となりました。

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.12

## 「不在者財産管理人と代襲相続」



県労福協「くらし・なんでも相談」は、毎月第2土曜日が専門家相談員による相談日です。今号は、北川哲男司法書士の相談事例を紹介します。併せて、もしも自己破産に陥ったらどうなるのか、そんな疑問に判り易く「Q&A」方式でお答えします。



### 【事例①】

独り身の叔父（父の弟）が亡くなった。自分は兄と2人兄弟だが、父亡き後、自分が叔父の身の回りの面倒を見てきたので、叔父の遺産（預貯金）を相続したい。

叔父は6人兄弟で、生存する4人は相続放棄しても良いと言っているが、父の代襲相続人である自分の兄が叔父の葬儀後に全く連絡が取れなくなってしまった。

どのような手続をとったらよいか。

### 【回答】

叔父の兄弟4人が相続放棄しても、相続人の1人が行方不明のため手続ができない限り、相談者への相続はできない。

行方不明の期間が7年以上の場合は、不明者の失踪宣告の申立てを行うが、それ以内の場合は、家庭裁判所で不在者財産管理人を選任のうえ、財産管理人との間で遺産分割の協議を行う。

この遺産分割協議は裁判所の許可のもとに行われ、基本的には不在者の法定相続分の保護が図られるので、叔父兄弟4人が先行して相続放棄を行うと、不在者（兄）の法定相続分が増加するので注意を要する。

相談者の相続分を多く確保したい場合は、叔父兄弟4人から相続放棄に代えて相続分の譲渡を受ける方法がある。

### ワンポイント

#### 「不在者財産管理人」

○不在者財産管理人 従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため財産管理人選任等の処分を行うことができる。選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存する他家裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって遺産分割、不動産の売却等を行うことができる。

なお、不在者財産管理人には特別な資格は必要ないが、物事の処理を客観的にできる人が望ましく、専門家（弁護士、司法書士など）を候補者として推薦することが多い。

○代襲相続 被相続人の相続開始以前に本来であれば相続人となるべき者（法定相続人）が死亡している場合に、その者の代りに、その直系卑属が相続人となること。代襲相続は、子が相続人となる場合に、兄弟姉妹が相続人になる場合がある。子が相続人の場合は、被相続人から見た孫が代襲相続人となり、兄弟姉妹が相続人の場合は、被相続人から見た甥や姪が代襲相続人になる。但し、子が相続人の場合、その子の子（被相続人から見た孫）が相続人となる。また、その子の子（被相続人から見た甥や姪）が相続人となる。被相続人から見た甥や姪は、代襲相続は認められない。

○再代襲 子が兄弟姉妹の場合、その子の子（被相続人から見た甥や姪）が相続人となる。また、その子の子（被相続人から見た甥や姪）が相続人となる。

○相続欠格と「相続人の廃除」も原因となる。

○代襲相続人の相続分 代襲相続人は被代襲者の相続分をそのまま受け継ぐ。同一の被代襲者に複数の代襲相続人がいる時は、被代襲者の相続分を均分する。

○相続分の譲渡 自分の法定相続分を遺産分割の前、他の相続人又は第三者に、有償・無償を問わず譲渡することができる。なお、相続分を譲渡した者は相続人としての地位を失うが、債務については、債権者を害さないために譲渡後も譲受人と並んで債権者に対して債務を負う。

### 【事例②】

自己破産せざるを得ない状況にあるが、自己破産をすると、今後生きていく上で、そのような不利益があるのか、そのデメリットを教えてください。

### 【回答】

自己破産による不利益は、基本的には次の通り。それ以外の不利益はない。

①各種の公法上、会社法上、民法上の資格制限を受け、破産者は、弁護士公認会計士・司法書士・税理士・行政書士・宅地建物取引主任者株式会社（有限）会社の役員などの仕事に就けなくなる。

但し、免責決定が確定すれば、このような資格制限はなくなる。

②主要な財産は換価処分される。

但し、通常の生活に必要な家財道具や、99万円以下の現金・預貯金、及び20万円以下の財産（例えば保険解約返戻金など）は換価処分の対象とされない。

③信用情報機関に事故情報として登録される（ブラックリストに載る）。

ブラック情報が抹消されるまで大体5年〜7年位かかる。借入額や返済期間によつては例外もあり得るが、その間は基本的に金融業者からの融資は受けられない。クレジットカードを利用することもできなくなる。

### ワンポイント

#### 「破産宣告の確定」

○破産宣告が確定すると、本籍地の市区町村役場の破産者名簿に記載され、官報で公告されるが、一般の人の目に触れることはありません。戸籍には記載されず、選挙権がなくなることもない。なお、破産者名簿の記載は免責が確定すれば抹消される。

#### 自己破産のQ&A

Q 家族に秘密で破産できるか、家族に返済義務は？

A 申立時の添付書類に同居人の収入証明書が必要であり、同居人に秘密で進めることは難しい。免責後の生活再建のためにも家族の理解と協力が不可欠。なお、債務者の保証人となつていない限り、他の家族に支払義務はない。債務者が行方不明となつたような場合でも同様。

Q 会社に秘密で破産できるか？

A 破産手続開始決定前に給料に対する差押えを受けた場合には、債権差押命令が会社へ送達される。差押えがかかる前なら対応が可能なので、専門家（弁護士や司法書士）に相談すること。なお、事業主は破産を理由に解雇することはできない。

Q 自己破産すると、今まで通りの生活を続けられないのか？

A 破産申立の9割以上が同時廃止により終了する（破産手続きを進めても換価できる財産がないので意味がないため。その後は免責手続きに進んでいく）。従つてこの場合には、破産者の財産が差押えられることもない。仮に、めばしい財産があつて管財事件（破産者の財産の換価処分等を行うため破産管財人が選任される）となつた場合でも、破産者の通常の生活に必要な家財道具（衣類・家具・台所用品・日常電化製品等）は処分の対象外なので、通常の生活を続けることは充分に可能。

Q 自己破産すると保証人に迷惑が掛らないか？

A 破産免責の効力は保証人には及ばない。従つて、破産者の免責後も保証人は債務の支払義務を負う。時には、保証人も債務整理を検討すべき場合も生じる。

Q 平日相談は月80〜130件、3人のアドバイザーで対応しています。すぐに解決できる問題、専門家や専門機関を紹介して解決できる問題、人間関係が複雑に絡みついてきた難しい問題など相談内容は幅広く様々です。

一人でも多くの方の悩みが解決できるよう、地域でも相談窓口を設け取組みは始まっています。



# 生協運動の連携を実感!

## 2008年賀詞交歓会を開催

1月18日(金)、ホテルメトロポリタン長野(長野市)において、長野県生協連2008年賀詞交歓会を開催しました。会員生協が一堂に会して新春を慶び合うと共に、会員相互や関係する各界からお招きした来賓との交流を深めることを目的に行ったもので、2年目となります。

米原俊夫会長が主催者挨拶を行った後、来賓の宮澤敏文県議会副議長、JA長野中央会の矢澤利夫専務理事からご挨拶をいただき、長野県虹の会の塚田俊之代表世話人(株)みずずコーポレーション(会長)に乾杯の発声を行いました。改めて歓迎の意を述べました。

県議会から創志会顧問・高橋宏議員、改革・緑新代表の倉田竜彦議員、県民クラブ・公明の小松千万蔵議員、共産党県議団の小林伸陽議員・高村京子議員にご出席いただき、衆参国会議員の秘書や事務局長にも多数出席いただきました。

その他、農林水産省長野農政事務所消費・安全部の高田秀樹部長、長野県消団連の北條舒正会長、JA全農長野の鹿田均副本部長、県社会福祉協議会的美谷島越子長野県ボランティア地域活動センター所長など大勢の来賓にご参加いただきました。

長野県・生活環境部長、日本生協連中央地連・本間章治事務局長をはじめ国会議員・県会議員の皆様より祝電・メッセージを頂戴し、県連の両澤理事が紹介しました。

開会初日にもかかわらず、国会終了後に長野新幹線で駆けつけてくださった篠原孝衆議院議員からもご挨拶を頂戴し、最後に県労福協の近藤光理事長(連合長野会長)に中締めを行っていた。友誼団体である県労福協や県消団連の幹事、関係団体の長野県虹の会(全国コー

プ商品製造業者長野県(の会)各社からの参加者、会員生協の役員を合わせた74名が和やかに交流を深め、大変有意義な賀詞交歓会となりました。



歓談する参加者

### 全労済の

# マイカー共済制度改定!

全労済では、2008年4月にマイカー共済の制度と掛金の改定を行う。

補償内容の充実、拡大とあわせ、掛金の見直しを行っている。  
主な改定内容は次のとおりとなっています。

#### 基本補償

○人身傷害の  
自動車に搭乗中の補償範囲の拡大、ホームヘルパー費用共済金の新設など補償内容・範囲が拡大。

○無共済傷害の  
補償限度額を「2億円」から「無制限」に引き上げ。

○対物超過修理費用補償を  
現行、車両損害補償が付帯されている契約に限り適用されていたものをすべての契約に適用。

時価額を超える相手自動車の修理費用に対応する。(適用条件があります。)

#### 車両損害補償

○型式別9クラス掛金を導入  
普通・小型乗用車について、車の型式ごとの危険度などに応じた掛金区分をより適切に細分化。

形状タイプ(スポーツ・セダンタイプなど)・性能(排気量・定格出力など)などによって車両の型式ごとに危険度が異なることから、その危険度に応じてより適正かつ公平な掛金負担をすべく、自動車保険やJA共済でも10年位前から導入されている。

○エコノミーワイドの  
現行の補償内容に加え、落書き・いたず

らなど補償範囲を拡大  
○車両共済金額を  
10万から加入可能に  
一定の条件を満たせば、いままで加入できなかった古い年式の車も加入できる。

#### その他

○自転車事故の賠償額を「1000万円」から「5000万円」に引き上げ。

○弁護士費用等補償特約の補償範囲を拡大  
○交通事故危険補償特約を新設し、自動車事故以外の交通事故も補償。

○運転者年齢条件特約は、家族以外の方の事故を年齢を問わず補償。  
○土曜・休日も事故初期対応。

掛金の改定は、基本補償・車両損害補償の損害率により、掛金水準を見直ししている。自動車補償の掛金は、約3年ごとに見直しを行い、適正化を図っている。  
詳細については、最寄りの全労済へお問い合わせください。

#### 現在契約の方は

2008年3月末満期の契約の方から新制度の契約となる。

#### 新たに契約の方は

2008年3月1以降の効力開始契約の方から新制度の契約となる。

## 全労済の

カーライフを応援する、頼れる補償

# マイカー共済

自動車総合補償共済

用途は、車やバイクの購入、修理、免許取得費用、他行やディーラーの自動車ローンの借換え費用などに（事業用車輛を除く）幅広く利用できる。

魅力いっぱい「カーローン車天狗キャンペーン」、このチャンスを見逃さず、思いついたらすぐに《ろうきん》へ相談しよう。



**ろうきんカーローン 車天狗**

低金利で、お助けいたす!

キャンペーン実施中  
2008年2月1日～7月31日

《お使いみち》  
車やバイクの購入、修理、免許取得費用、他行やディーラーの自動車ローンの借換え費用などに（事業用車輛を除く）

ご利用金額 **500万円** | 担保・保証人 **原則不要** | ご返済期間 **10年** | ご返済方法 **毎月返済または毎月・ボーナス併用返済**

プランに合わせて、自由に選択!

変動金利 **1.98%** (10年以内 (返済回数110回以内)) | 固定金利 **2.25%** (10年以内)

URL <http://www.nagano-rokin.co.jp/>

フリーダイヤル **0120-1919-48**

《ろうきん》では、TVCMでお馴染みの「カーローン車天狗キャンペーン」を7月31日まで実施している。

春本番に向け、最も車の需要が高まるこの時期、多くの勤労者の皆さんに有利な制度となるように、プランに合わせて、変動金利年1・98%、固定金利年2・25%（別途保証料必要）の金利設定でキャンペーンを実施している。

また、来店せずに、インターネットホームページやFAX・郵送経由でできる仮審査が好評だ。時間に左右されず24時間いつでも自宅や職場から仮審査の申込みが手軽にできることが多様化する勤労者ニーズにマッチしているようである。まずは、ホームページをチェック!

<http://www.nagano-rokin.co.jp/>

車のことならお任せ!

ろうきん「カーローン車天狗」

大好評

キャンペーン実施中!

住まいの健康維持から快適空間の演出までトータルプロデュース

住まいについて悩んでいませんか?

- 浴室・トイレが古い ○廊下が狭い
- 最新設備が欲しい などの悩みをお持ちの方

こんなご時世、リフォームって聞くとちょっと不安になりますよね。そんな時は非営利団体の生協組織の長野県住宅生協にご相談下さい。

そのリフォーム  
ちょっと  
待った

住宅生協は組合員の出資で設立された非営利団体です。

「相談先がわからない」「業者は信頼できるか」「費用は適正だろうか」などの不安や心配をしている皆様の要望に応える為「安心、安全、良質で低廉な事業提供」をモットーに実施しています

**長野県労働者住宅生活協同組合**

長野市県町523ろうきんビル7階/松本:松本市城西1-1-33恵比寿ビル2階  
長野 TEL 026-234-0283 松本 TEL 0263-39-1710

労福協のくらし・なんでも相談

**ほっとダイヤル** 無料

人には言えない悩み事、どなたでもお気軽にお電話ください

サラ金の借金が増えて仕事も手につかない。身に覚えがない架空請求を受けてしまった。相続の問題でトラブルになっている。誰かに相談したいけどなかなか話せない。そんな悩みや不安を解消するために、相談アドバイザーや専門家が対応します。どうしよう...でもわからない。そんな時はひとりで悩まずに、まずご相談ください。

- |  |                                     |   |   |
|--|-------------------------------------|---|---|
| <b>弁護士</b><br>サラ金・多重債務・自己破産・ヤミ金融・訴訟・親権問題...等 | <b>司法書士</b><br>相続・贈与・不動産・各種契約問題...等 | <b>社会保険労務士</b><br>各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険...等 | <b>無料職業紹介</b><br>就職問題・職業紹介求人・求職情報の提供求職者(人材)紹介...等 |
|--|-------------------------------------|---|---|

◎平日 10:00~16:00 相談アドバイザーが相談対応!

◎毎月第2土曜日 10:00~16:00 専門家による相談対応!

\*個人情報はもちろん厳守いたします。安心してご相談ください。



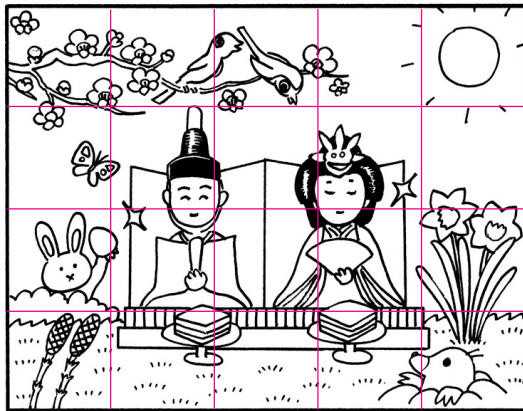
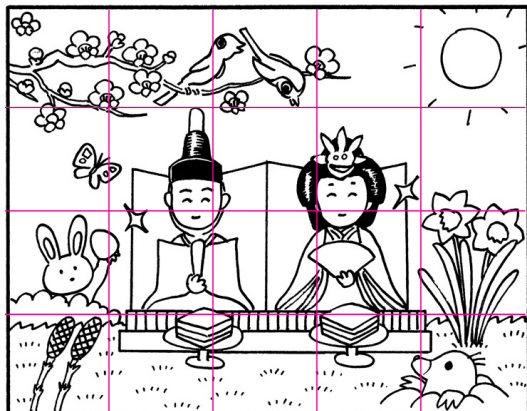
お電話で無料相談

フリーダイヤル **0120-39-6029**

県労福協: 連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済・生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・高齢退職者連合

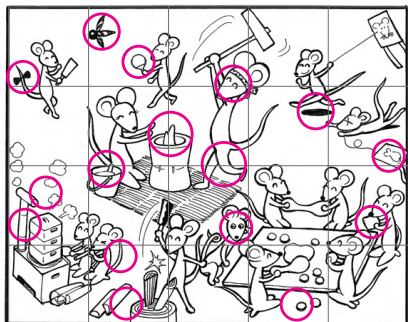
下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5



# 8つのまちがいがいさがし

ご家族で楽しむ



1月号の正解は

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ(宛先は表紙にあります。)
- 労福協の機関紙に対する意見要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
- 締切り 3月31日

プレゼントの応募方法

- 当選者(敬称略)  
特等(1名)  
内山 和子(長野市)
- 当選者(10名)  
黒河内久恵(飯田市)  
清水よし江(千曲市)  
北沢 慎一(伊那市)  
丸山 重彦(東御市)  
犬飼 文人(松本市)  
神津 和子(茅野市)  
仲俣 律子(飯綱町)  
関 博英(長野市)  
三澤紀久子(伊那市)  
田中 秀子(池田町)



12月号の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
- 上条 文子(松本市)  
西沢 千絵(長野市)  
手塚 千波(上田市)  
中原さおり(上田市)  
百瀬 浩志(塩尻市)

## 山なみ

一月〜二月は新年会や研修会などが多く開催されました。その中、塩尻地区労福協新春交歓会の会長の挨拶に「私が、今年大切にしていきたい気持は「ありがとう」の気持ちです。この言葉がしあわせにするのは二人です。言われた人と言った人です」というお話がありました。この「ありがとう」という一言の感謝の心は、幸福な気持ちを運び、そして嬉しさが伝わることで新たな幸せが生まれ、次の思いやりに繋がっていきます。「ありがとう」という一言を忘れずに日々過ごして行きたいと思ひます。

また、年金セミナーでは、労金の「ゆうゆうあんしんプラン」の冊子が配られ、はじめの言葉に「人の世は山坂多い旅の道」と記されています。これは「今日の道、これから通る新しい道、通りなおしの出来ぬ道、苦しいことから逃げていくと、楽しいことから遠ざかる。」と云うことのように思ひます。

自分の道は自分で作り、そして社会と連帯して、自然と共に生きていく、差別や区別や対立なく、共に協働し生きていく事に心がけたいものです。(青)

